TADIC

justax No. 101
®DEC '01

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

１００億円の課税処分取消し！！納税者勝訴－－低額割当増資

原告が100％出資して設立した外国子会社Ａ社の増資に際して、新株全部を原告の外国関連会社であるＢ社に著しく有利な価額で割り当て、原告が保有していたＡ社株式の資産価値を何らの対価も得ずにＢ社に移転させたとして、被告がその移転した資産価値相当額255億余円を有価証券に係る利益の計上もれと認め、新たに納付すべき税額と過少申告加算税を合わせて100億円超とする課税処分を行いましたが、その処分が全部取り消された事例を紹介します（平成13年11月9日東京地裁）。

∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞　∞

平成3年9月4日、同族会社である原告は、Ｔ社株式他15億4400万円と現金、合わせて16億5000万円を出資し、100％外国子会社Ａ社を設立し、法人税法第51条（平成10年改正前）に基づいて、発行された株式200株の額面金額合計1500万円（円換算額）を超える部分の出資金額を圧縮記帳しました。

平成7年2月13日、原告の株式の49.6％を保有するＣ財団は100％出資の外国子会社Ｂ社を設立しました。

原告は、同日のＡ社株主総会において、Ａ社が新株3000株を発行し、その全部を額面をわずかに超える金額でＢ社に割り当てる旨の決議をして、Ｂ社は払込みをした結果、Ａ社株式の保有割合は原告が従前の100％から6.25％となり、Ｂ社が93.75％となりました。この決議により、Ａ社株の多額の価値が何らの対価も得ずに、原告からＢ社に移転したとして、被告は、次のような更正処分等を行いました。

①増資決議時Ａ社株の価値	272億9630万2219円
②Ｂ社払込後　〃	17億1703万5934円
①－②　無償で価値が移転	255億7926万6285円
有価証券に係る利益の計上もれ（法法22条2項）	
同族会社の行為又は計算の否認（法法132）	
寄附金課税（法法37）	
原告の確定申告所得金額③	0円
〃　納付すべき税額④	2億6494万2300円

加算	有価証券利益の計上もれ　⑤	255億7926万6285円
加算	寄附金の損金不算入額　⑥	252億5952万5456円
減算	寄附金損金算入額　⑦	255億7926万6285円
減算	繰越欠損金当期控除額　⑧	3億0632万1105円
差引所得金額③＋⑤+⑥－⑦－⑧		249億5320万4351円
更正処分　納付すべき税額　⑨		96億2239万3800円
新たに納付すべき税額　⑨－④		93億5745万1500円
賦課決定　過少申告加算税		13億8863万2500円

裁判所は、以下のとおり更正処分及び賦課決定処分を全部取り消すべきであると判断しました。

①本件決議は、Ａ社の株主総会が内部的な意思決定をしたもので、その段階では未だ増資の効果は生じていないのであって、Ｂ社が増資により資産価値を取得したとすれば、それは、法形式においては、Ａ社の執行機関が本件決議を受けて同社の行為として増資を実行し、Ｂ社が新株の引受人として払込行為をしたことによるものであり、本件増資は、新株の払込を受けたＡ社と有利な条件でＡ社から新株の発行を受けたＢ社の間の行為にほかならず、原告はＢ社に対して何らの行為もしていない。

②被告の主張は、経済的利益の移転を生ずる「無償供与」としての行為の存在が直接的には認められず、同行為を擬制するに足りるだけの根拠がないにもかかわらず、あえて無理な擬制をして結論を導いているものといわざるを得ない。

③実質的にみて原告の保有するＡ社株式の資産価値がＢ社に移転したとしても、それが原告の行為によるものとは認められないから、同資産価値の移転が原告の行為によることを前提としてこれに法人税法22条2項を適用すべきである旨の被告の主張には理由がない。

④価値の移転が原告自らの行為によるものとは認められないから、法人税法第132条を適用すべき旨の被告の主張には理由がない。また、現にされた行為は、普通採ったであろう行為計算のうちの一つと比較した場合において、何ら法人税を減少させるものではなく、同条適用の前提条件を欠くものである。

⑤もともと原告が保有していた株式に関する多額の含み益については、何らの課税もされない結果が生ずるが、これは、法人税法第51条の圧縮記帳による課税の繰延べが平成10年改正前には外国法人の設立についても認められていたことに端を発するもので、本件のような事態の起こることは、当時の法人税法上やむを得なかったと考えられる。　………（税法データベース編集室　大高由美子）

◇以上の判例について詳細（全文・Ａ４版42枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。

ＪＵＳＴＡＸ 第101号(平成13年12月10日号)／編集・発行　東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2ﾓﾘﾀﾆﾋﾞﾙ／TEL(03)3350 6300 FAX (03)3350 4628